建築物の





アスベスト対策の必要性

全国における吹付けアスベスト等使用建築物の実態

現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するおそれがあります。

調査対象:昭和31年~平成元年までに施工された民間の建築物のうち

大規模(概ね1,000m²以上)な建築物

調査建材:吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

こんなにたくさんの 建物が、危険な状態 にあるんだね。

		1 190101011 1-3012
i	周査対象の建築物数	253,132棟
	調査報告のあった建築物数	214,050棟
	調査の結果、露出した吹付けがされている建築物数	14,774棟
	指導により対応済みの建築物数	7,734棟
	指導により対応予定の建築物数	1,191棟

周査:都道府県 集計:国土交通省

露出した吹付けがされている建築物については、分析調査を実施し、 アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。



アスベスト対策の 流れをご覧下さい

アスベストとは?

アスベストは、天然の鉱物で石綿(せきめん、いしわた)と呼ばれ、熱や摩擦等に強い 特性があるので、これまで建築資材としてさ まざまな形で使われてきました。現在では原 則として、製造も使用も禁止されています。 アスペストは天然に存在する 繊維状鉱物です。

平成19.9.14現在

空気中に浮遊するアスベスト 繊維を吸入し長期間経てから 健康被害が発生しています。





白石綿(クリソタイル)



青石綿(クロシドライト)



茶石綿(アモサイト)

写真提供:(社)日本石綿協会

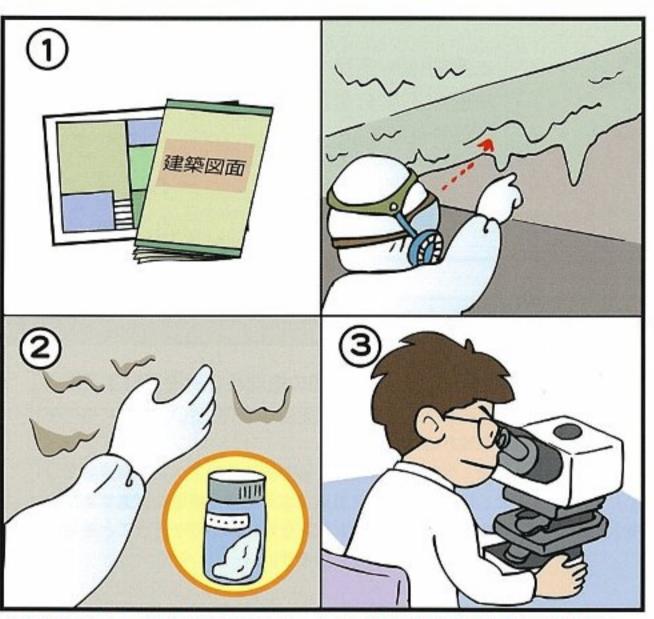
上記のほか、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが検出された事案があることが判明しています。このため、写真の3種類に限定せず、トレモライト等を含む6種類すべてのアスベストを対象として分析調査を行う必要があります。

アスベスト対策の流れ



吹付けアスベスト等の使用が疑わしい箇所が見つかったら、本当 にアスベストが含まれているか、早期の診断を行いましょう! もし、アスベストが含まれていると判明した場合は、健康被害の 防止のために除去等の工事をお考えください!

まずは、アスベストの含有の有無を調査しましょう!



※アスベスト含有の調査には、国と地方公共団体の補助制度 (優良建築物等整備事業等)が活用できます。

①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無に ついて、建物を建設した業者への「問い合わせ」や「図面・ 資料による確認」「目視」等により調査します。

②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。サンプリング時に、アスベストが飛散することもあるので分析機関等に依頼すると安全です。

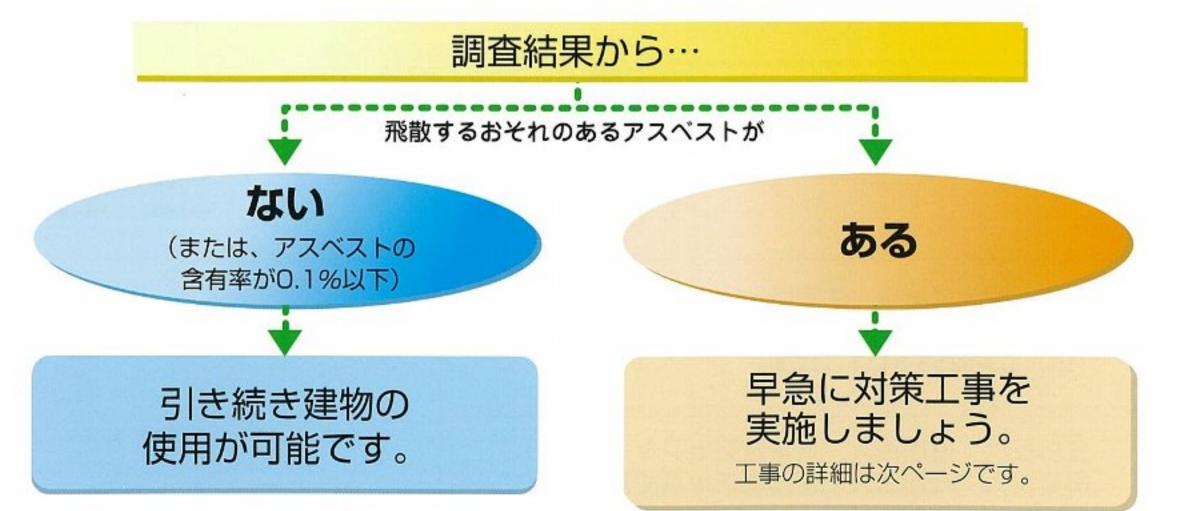
③成分分析

分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの 有無」や「含有率」を調べます。

■分析機関の紹介 (社)日本作業環境測定協会ホームページ (http://www.jawe.or.jp/)を参照。

室内空気中のアスベスト繊維の濃度を測定したい方は、 住宅性能表示制度における測定方法等を参考に、専門 機関に依頼して下さい。

■住宅性能表示制度の紹介 住宅性能評価機関等連絡協議会ホームページ (http://www.hyouka.gr.jp/seido/kizon/10-6.html) を参照。



アスベストの飛散防止のための工事を行いましょう!

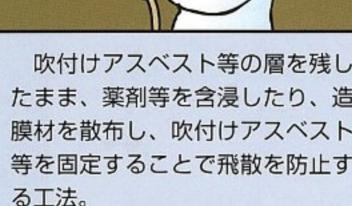
- ○それぞれの工法の特徴を踏まえて、工法の選択をしましょう。
 - 除去工法

です。

- ② 封じ込め工法
- ③ 囲い込み工法



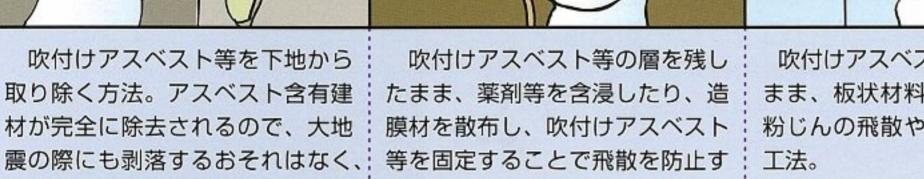
最も確実に建物を安全にする工法



除去工法より安価ですが、建物: の取壊し時には、除去工事が必要: になります。

吹付けアスベスト等の層を残した まま、板状材料等で覆うことで、 粉じんの飛散や損傷防止等を図る

除去工法より安価ですが、建物 の取壊し時には、除去工事が必要 になります。



※工事にも、国と地方公共団体の補助制度(優良建築物等整備事業等)が活用できます。

法律上では、石綿作業や廃棄物処理について、石綿作業 主任者の選任や特別管理産業廃棄物管理責任者の配置が必 要とされています。

なお、(財)日本建築センターでは、安全で確実な処理を 行うためのアスベスト除去等の工法・技術の審査・証明事 業を行っており、事業者名を公表しています。

■ (財) 日本建築センターアスベスト情報のホームページ トップページ(http://www.bcj.or.jp/) > 業務のご案内 > 調査研究 > アスベスト情報

■吹付けアスベストの除去に関する費用(処理費の目 安) 等については、国土交通省ホームページで紹介 していますのでご参照ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html)

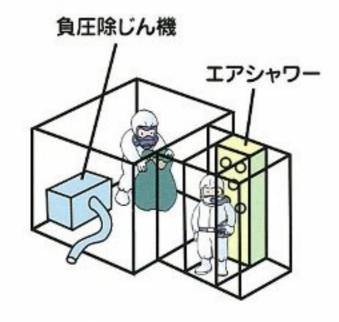
安全で確実な技術を持っ た事業者に依頼し、工事 を実施しましょう!



アスベスト除去工事に関する規制



・工事従事者の健康被害防止 (労働安全衛生法·石綿障害予防規則)



・周辺環境への石綿粉じんの飛散防止 (大気汚染防止法)



適切な処理(廃棄物処理法)

■除去工事の際の飛散防止対策マニュアル等が、環境省ホームページに紹介され ていますのでご参照ください。 (http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html)

アスベストの危険は 身のまわりに存在する!

建築物における吹付けアスベスト等の使用例

- ○吹付けアスベストとは?
- アスベストにセメント等の結合材を重量で30~40%混入 し、水を加え吹付け施工されたものです。
- ○アスベスト含有吹付けロックウールとは? 工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメ ント等の結合材を重量で30~40%混入するほか、アスベス トを含んで吹付け施工されたものです。

吹付けアスベストは昭和50年に原則禁止となり、アスベスト含有 吹付けロックウールは平成元年までに使用が中止されました。現在 では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用す ることは全面的に禁止されています。

平成元年以前に建てられた建物に吹付け材が使用されている場合 には、その吹付け材にアスベストが含有しているおそれがあるとい われています。



建物内に写真のような事例が見 つかったら、吹付けアスベスト 等の有無や飛散のおそれがある かを診断・検査しましょう!

天井断熱材

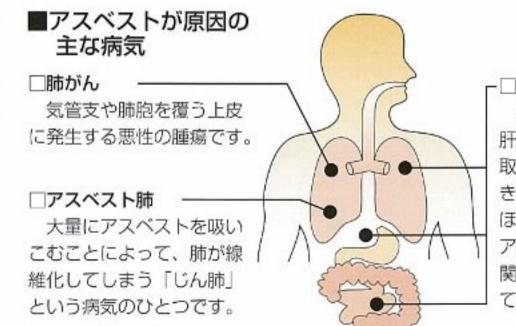


鉄骨耐火被覆



※アスベスト含有建材には、吹付けアスベ スト等のほかに、アスベストを含有した 成形板等もあります。成形板は通常の使 用状態のもとでは、アスベストの飛散性 が低いとされています。

アスベスト対策はなぜ必要か?



一中皮腫 肺を取り囲む胸膜、 肝臓や胃などの臓器を 取り囲む腹膜などにで きる悪性の腫瘍です。 ほとんどの中皮腫が、 アスベストのばく露が 関与していると言われ ています。

アスベストの繊維は、極めて細く 軽いので、空気中に浮遊しやすく、 人が吸入しやすいという特徴があ ります。アスベストを吸入すると 肺の中に長期間残留するので、肺 がんやアスベスト肺、悪性中皮腫 等の原因となるおそれがあります。 また、症状が進行するまで病気に 気づかないという特徴があります。 このため、速やかな対策が必要です。

支援制度•関係法規

アスベスト調査、除去等工事に対する支援制度

■優良建築物等整備事業 (アスベスト改修型)

(国と地方公共団体の補助、制度の詳細な内容は地方公共団体により 異なります。)

対象者:民間建物所有者、地方公共団体

①対象建築物

・多数の者が共同で利用する建築物で、露出して吹付けアスベス ト等が施工されているもの

②補助内容

- ・アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用 ・吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込みに要する費用
- ・民間建物所有者への補助 地方公共団体1/3、国1/3
- ・地方公共団体への補助 国1/3

この他、地域住宅交付金、まちづくり交付金による支援もあります。

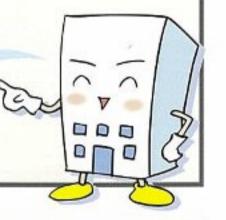
■日本政策投資銀行 (融資)

吹付けアスベスト使用建物解体等

■国民生活金融公庫、中小企業金融公庫(低利融資) (平成20年10月1日からは日本政策金融公庫)

吹付けアスベスト等の除去、アスベスト除去設備等

支援制度を活用すると、 調査・工事の費用負担が 軽減されます。



法によるアスベスト規制

■建築基準法

アスベストによる健康被害を防止するため、吹付けアスベス ト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのある ものの使用等を規制しています。

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

■大気汚染防止法

アスベストを使用している建築物(オフィスビル、集合住宅等)、 工作物(工場のプラント等)について、解体等の作業時における都 道府県知事への事前届出、飛散防止対策の実施を義務づけてい ます。

■廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

アスベスト廃棄物は法で定める基準に従い、適正に処理を する必要があります。

また、今後大量に発生するであろうアスベスト廃棄物につ いて、溶融などの高度処理による無害化処理を促進するため、 個々の事業について国が認定を行い、処理を行うことを可能 とする特例制度を設けています。

※石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止する ため、4法律(上記3法と地方財政法)について改正を行うこと が盛り込まれた「石綿による健康等に係る被害の防止のための大 気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成18年10月1日に 施行されました。

わからないことがあったら、最寄 りの地方公共団体のアスペスト対

策窓口等にご相談ください。

発行:国土交通省 住宅局 (http://www.mlit.go.jp/) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (代表)

資料提供:財団法人 日本建築センター

編集協力:社団法人 全国市街地再開発協会